

令和 8 年度税制改正要望

一般社団法人 長野法人会

はじめに

戦後、「租税の民主化」により、昭和22年にそれまで行われていた所得調査委員会や市町村に徴収を委託する委託徴収制度（賦課課税制度）が廃止され、法人税についても納税者自らが税法の規定に基づき税額を計算し、申告納税する「申告納税制度」に移行した（法人税については決算確定後、政府による査定があった）。委託徴収制度には「所得調査委員会を経た決定方法は、地域のボスなどの介入を許し、税務行政を腐敗させる」という問題点があり、自主申告制度への移行にはこうしたことを防ぐ目的もあった。しかし、当時の社会経済状態からも経営者が難解な税法を理解して自主申告できるか危惧されていた。

このような中、法人会は、自主申告制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及を図るために企業間から自発的に誕生した団体である。以来法人会は、会員向けの税や経営に関する研修や会員相互の自己研鑽を重ね、税のオピニオンリーダーとして会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進める全国的な組織に発展してきた。

この要望書は、これらのことを踏まえ、「公平で健全な税制の実現」と「申告納税制度の維持発展」に寄与することを願って作成した。

令和 7年 6月10日

一般社団法人長野法人会
会長 松下 正 樹

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

□税制改正要望における考え方と方向性

我が国経済を支える中小企業の景況感はコロナ禍の打撃からほぼ脱し改善に向かっているが、ウクライナ戦争から始まった資源高が全般的な物価高騰を引き起こし、それに伴う電気・ガス料金等の高騰も続き、依然として厳しい状況が続いている。

また、全国的に中小企業の人手不足が深刻化しており、海外の資源高や円安進行を背景にした物価の上昇も加わり、中小企業経営をめぐる先行き不透明感は強まっている。

とくに、優秀な人材を確保するために着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。

そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、企業の存続とサプライチェーンを維持するため、それぞれの中小企業の事情に応じた事業承継の推進が求められる。

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めており、税や社会保険料支払額の約5割を占めるなど、雇用、生産、消費、財政等の面で大きな役割を果たしている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

中小企業の活力強化なくして、日本および地域全体の成長はあり得ない。わが国の経済を下支えしている中小企業が今後もその役割を果たし、持続的な発展を遂げるためにも、時代の変化に対応した新しい時代にふさわしい税制の構築に向けて、税制面から強力に後押しをすることが必要となっている。

法人会は「公平で健全な税制の実現」を目指しているが、公平とは応益・応能のバランスのとれたものでなければならない。また、健全とは申告納税制度の趣旨に鑑みても納税者が理解し納得できる税制であることが大前提である。その上で、中小企業が会員の大多数を占める法人会にあっては、地域経済を支える中小企業の成長に資する税制こそが日本全体の底上げにつながると考える。

この要望は上記のような視点から法人会会員アンケートを基に作成した。

— 要 望 事 項 —

□法人市町村民税について

長野法人会エリア内の長野市及び須坂市の法人市町村民税は、地方税法で定められた標準税率を超えた超過課税率で課税している。特に、長野市においては事業所税も課税されており、法人の負担は大きく、他地域からの企業誘致にも不利な条件となっている。法人所在地により納税額に違いがあることは公平性に欠けるため、行政においては標準税率をベースとした課税を要望する。

超過税率での課税を恒久的に続けていくのであれば明確な理由、使途について議会や行政から説明義務の履行を求めたい。

□法人税について

急激な円安等による原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、コストアップ分の価格転嫁が遅れることによる収益圧迫等により中小企業の多くが深刻なダメージを受けている。設備投資や人的投資の原資を確保できず、前向きな成長への投資を見送らざるを得ないという企業の救済のため課税率15%を維持したうえで期間の延長を要望する。

また、欠損金の繰越期間は10年間とされているが、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で、大きな減収・減益を負い、大企業等に比べて回復が遅れている中小企業が平時の経営状態に戻るには、10年間では不十分であるため、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

□事業所税について

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。また、都市計画税が徴収されるなかにあって、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担となっているため廃止すべきである。

□二重課税について

税制において、消費税の他に印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。課税の公平性を欠き競争意欲を削ぐ原因となるため、二重課税の解消を図るとともに多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ・印紙税 ・石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ・嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ・その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

□賃上げ促進税制について

控除率の上乗せ要件を見直し、適用期限の延長を求める。

□事業承継税制について

本税制は10年間の特例措置だが、中小企業の事業承継をさらに後押しするため期間の恒久化、適用要件の緩和を求める。

□社会保障制度について

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制すべき。

□消費税の負担感について

消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。また、消費税を含め安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべき。

□その他

会員からの個別意見

- 1) 労働意欲が失せるので税率（法人・所得・消費）を下げてほしい。
- 2) 防衛費財源確保のために安易な増税を行うべきではない。
- 3) 事業所税は即廃止すべき、今の時代に合っていない。
- 4) 単純な増税をするのではなく、収支内容を精査し増税にならない様に減らせる所は減らす努力をしてほしい。減税等もとりあえずやってみてから考えるでもいいのではないか。
- 5) 税負担と社会保障負担は個人も企業も負担が大きすぎる。補助金政治よりも減税政治を実行すべき。
- 6) 二重課税が多々あり、税金を支払うために仕事をしているような気持ちになるので、二重課税にならないように消費税は廃止すべき
- 7) インボイス制度、定額減税制度、電子帳簿保存法は全て経理担当者の負担が大きすぎるし、コストがかかりすぎるため廃止すべき。
- 8) 消費税があるために利益が出てもその分で帳消しになり働く活力が生まれない。社員や設備投資など本当に苦しい。